【参考】 【中津川市個人情報保護条例】 (抜すい)

(定義)

- 第2条 この条例(第2号については、第4号から第6号までを除く。)において、次 の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業</u> 委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(目的外利用及び外部提供の制限)

- 第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものへ保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。
 - (1) 本人の同意を得た場合
 - (2) 法令等に定めがある場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由がある と認められる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特 に必要があると認めた場合
- 2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する場合で、保有個人情報の目的外利 用又は外部提供をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する おそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。
- 3 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。
- 4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は当該外部提供を行おうとする実施機関がその同意を得たものとみなす。
- 5 実施機関は、外部提供をする場合においては、提供を受ける者に対して当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、並びにその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

(委託等に伴う措置等)

- 第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護 のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報保護のための安 全確保の措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して 知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【住民基本台帳法】(抜すい)

(目的)

第1条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(住民票の記載事項)

- 第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする。
 - 一 氏名
 - 二 出生の年月日
 - 三 男女の別
 - 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続 柄
 - 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
 - 六 住民となつた年月日
 - 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所 を定めた年月日
 - ・・・(以下14号まで省略)・・・

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第11条の2 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを 閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、 当該申出を行う者(以下この条及び第五十条において「申出者」という。)が個人の 場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

- (1) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める 基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施
- (2) 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施
- (3) 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

【住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準】(抜すい)

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項第1号の総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げるそれぞれの調査研究について、当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあっては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。
- 2 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあっては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること。
- 3 前2号に掲げるもの以外の調査研究にあっては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。